

人権啓発 センター だより



平成27年(2015年)度
第31号 2・20発行



©Team Beppyon

発行 別府市人権啓発センター
〒874-0919 別府市石垣東10丁目7番5号
TEL 0977-23-6163
FAX 0977-23-6226
E-MAIL beppu-jinken@tuba.ocn.ne.jp

桃の節句も間近となり、長かった冬も終わろうとしています。毎年この時期に流行するのが「インフルエンザ」です。

感染には、①感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出され、別の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込み感染する『飛沫感染』。

②感染者がくしゃみや咳を手で押さえ、そのウイルスの付いた手で周りの物に触れ、別の人がその物に触って感染する『接触感染』。

がありますが、感染しないためにも日頃からの予防が必要です。

予防法としては、

- ①外出後などのこまめな手洗い・うがいをする。
- ②十分な睡眠とバランスのよい食事をとり、免疫力を高める。
- ③予防接種を受ける。
- ④加湿器などを使い、室内を適度な湿度に保つ。
- ⑤人混みや繁華街への外出を控える。

などがあります。感染ないように皆さん気を付けましょう。



1月・2月の主な活動の様子

第7回・第8回じんけんふれあい教室 「ワンポイント英会話教室Ⅰ・Ⅱ」

1月8日(金)の第7回は、別府市教育委員会学校教育課在籍でALT(外国語指導助手)のチャドさんとジャスミンさんを講師にお迎えして『ワンポイント英会話教室Ⅰ』を、2月12日(金)の第8回は、別府市役所文化国際課の城井 秀丸さんを講師にお迎えして『ワンポイント英会話教室Ⅱ』を開催しました。

別府市は、人口比で外国人の数は日本一と言われています。外国人と接する機会はそれだけ多くなり、英語が必要となる場面も増えてきます。そこで、今回は入門編の英会話を丁寧に教えていただきました。参加者の方も少しずつですが、上達しているのが感じられ、充実した時間となりました。

第4回人権ミニ講座 「子どもの人権と大人のかかわり」

第4回は、別府大学短期大学部教授の佐藤 慶子さんを講師にお迎えして、『子どもと人権』～子どもの人権と大人のかかわり～についてお話をいただきました。子育て相談の状況や子育て支援の問題など「子どもが豊かに成長する」ために大事な事を分かりやすく丁寧に説明していただきました。

今年度の「人権ミニ講座」・「じんけんふれあい教室」ともに今回で終了となります。参加して下さった方ありがとうございました。



部落解放共闘別府杵築速見地区会議

「第21回定期総会」



部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と人権確立に向けて各団体で構成されている部落解放共闘別府杵築速見地区会議の「第21回定期総会」が盛大に開催され、来年度の活動方針等が決まりました。

【人権ミニライブラリー】～新たな貸し出し図書の紹介～

(図書) ※他にもビデオ・DVD 等もありますので、お気軽にお問い合わせください。

NO	タイトル	著者名	出版社名
388	人権の絵本⑤「タイムトラベル」	満川尚美・文木原千春・絵	大月書店
389	人権の絵本⑥「学びの手引き」	岩辺泰吏・編	大月書店
390	てるちゃんのかお	藤井輝明・文 亀澤裕也・絵	金の星社
391	へこたれへん 差別はきつとなくせる	松村智広・著	解放出版社
392	ちょっと待って！人権がある 部落解放運動からの発信	和田献一・著	解放出版社

**「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例
(平成25年別府市条例第32号)」(通称：『ともに生きる条例』)
では、障がいのある人への虐待・差別を禁止しています。**

◎「虐待」とは

こんなことが虐待に当たります。

【身体的虐待】 平手打ちにする、殴る、ける、つねる、しばりつける、閉じ込める など

【性的虐待】 裸にする、キスをする、わいせつな話をする など

【心理的虐待】 怒鳴る、ののしる、悪口をいう、仲間にいれない、子どもあつかいする、無視する など

【放棄・放任】 十分な食事をあたえない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせない (ネグレクト) など

【経済的虐待】 年金の賃金をわたさない、勝手に財産や預貯金を使う、日常生活に必要な金銭をあたえない など

虐待に気づいた人は、市区町村の窓口への通報義務があります。虐待は、障がいのある人にとっては、尊厳をおびやかす、自立や社会参加をさまたげる重大な問題ですから、ご協力をお願いします。

◎「差別」とは

差別とは、次のようなことをいいます。

・障がいを理由として不利益な取扱いをすること。

・障がいのある人が他の人と平等に日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要に応じて社会的な制度の整備や支援を行うこと(これを「合理的配慮」といいます。)が必要であるにもかかわらず、それを行わないこと。

◎相談窓口

障がいのある人への虐待、差別に関する通報、届出などの相談は、以下で受け付けております。障がいのある人への虐待、差別をなくすために、あなたのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ 別府市役所 障害福祉課

TEL : 0977-21-1413 FAX : 0977-22-1780 E-mail : haw-hw@city.beppu.oita.jp

※本文は、別府市ホームページ内の障がい福祉(障がいに関する業務)の一部を引用して掲載しました。